

「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」  
新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3 減損の兆候</p> <p>[1 略]</p> <p>2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。</p> <p>(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、<u>中期計画若しくは事業計画（申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。）又は年度計画（以下「中期計画等又は年度計画」という。）の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。</u></p> <p>[(2)～(5) 略]</p> <p>[3 略]</p> <p>第6 減損額の会計処理</p> <p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人会計基準の「<u>第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理</u>」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、地方独立行政法人が<u>中期計画等又は年度計画</u>で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。（注10）</p> <p>(2) 地方独立行政法人会計基準の「<u>第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理</u>」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、地方独立行政法人が中</p>	<p>第3 減損の兆候</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。</p> <p>(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、<u>中期計画等の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。</u></p> <p>[(2)～(5) 同左]</p> <p>[3 同左]</p> <p>第6 減損額の会計処理</p> <p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人会計基準の「<u>第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理</u>」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、地方独立行政法人が<u>中期計画等</u>で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。（注10）</p> <p>(2) 地方独立行政法人会計基準の「<u>第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理</u>」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、地方独立行政法人が中</p>

期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。

- (3) 地方独立行政法人会計基準の「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産以外の償却資産について減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。

<注10> 中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことについて

中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画の想定内の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等又は年度計画の想定外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等又は年度計画で想定した業務運営が行われたものとする。

中期計画等又は年度計画で想定した業務を行わなかったこと及び想定外の業務運営を行ったこととは、例えば、中期計画等又は年度計画で定めた施設の利用促進方を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等又は年度計画で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。

第7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理  
地方独立行政法人会計基準の「第79 運営費交付金の会計処理」、「第81 補助金等の会計処理」及び「第83 寄付金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。

期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。

- (3) 地方独立行政法人会計基準の「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産以外の償却資産について減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。

<注10> 中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについて

中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、地方独立行政法人が中期計画等の想定内の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等の想定外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等で想定した業務運営が行われたものとする。

中期計画等で想定した業務を行わなかったこと及び想定外の業務運営を行ったこととは、例えば、中期計画等で定めた施設の利用促進方を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。

第7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理  
地方独立行政法人会計基準の「第78 運営費交付金の会計処理」、「第80 補助金等の会計処理」及び「第82 寄付金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。

- (1) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（地方独立行政法人法第40条第1項に規定する積立金）に振り替える。
- (2) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、資産見返負債を減額する。

#### 第8 行政サービス実施コスト

地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。

- (1) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（地方独立行政法人法第40条第1項に規定する積立金）に振り替える。
- (2) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、資産見返負債を減額する。

#### 第8 行政サービス実施コスト

地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。